

沖縄県立那覇商業高等学校

「いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3. 「いじめ」の判断

(1) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。

(2) いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。

例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいてない場合。

上記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。

(3) けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。

(4) いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

4. 具体的ないじめの態様（例）

- (1) 冷やかしかからかい、悪ふざけ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、物をぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、怪我を負わされたりする。
- (5) 金品をたかられる、金品を借りて返さない、金品の貸し借りの強要。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。プロレスごっこなど嫌な遊びを強要される、けんかや仲間はずれ・無視をするよう強要される、窃盗を強要される（万引きの見張り役等を含む）、力関係の強要（仲間内で関係が決まっている状況が周囲からはっきり見える）、断れない状況に肉体的・精神的に追い込む。
- (8) パソコンやタブレット端末・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) 性的いたづらをされる。
- (10) 恥ずかしい写真を撮影されたり、画像や動画をネット上に掲載されたり拡散されたりする。
- (11) 「死ね」「うざい」等の言葉をネット等書き込みされる。
- (12) 勝手に写真を撮影される。
- (13) SNS や掲示板等で悪意のある情報を流されたり、なりすましによって不適切な発言をされたりする。
- (14) 個人情報を勝手に公開され、プライバシーが侵害される。

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅱ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

1. 組織等の設置

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための「組織」を置くものとする。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめ対策チーム、いじめ対策・人権委員会、報告窓口を設置する。
- (2) いじめ対策チームは、校長、教頭、教育相談、養護教諭、学級担任(被害者・加害者)で構成し、必要に応じ第1発見者、学科主任、学年主任、生徒指導主任、部活動顧問及びその他関係職員を参加させることができる。
- (3) いじめ対策・人権委員会は、教頭、教育相談、養護教諭、生徒指導主任、教務、関係職員で構成する。
- (4) 報告窓口は、教頭、教育相談で構成する。

3. 組織の運営・役割

(1) いじめ対策チーム

- ①いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ②いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ③定例会議を月に1回程度開催する。会議の参加者は、校長、教頭、教育相談及びその他関係職員とする。「いじめ対策チーム」を招集し、いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)を確認し、その後の対応を検討する。また、定例会議において、いじめ対応後の状況について確認を行い、いじめが解消されているか検討する。
- ④緊急性が高いと判断された事案については、いじめ対策チームを緊急招集し対応にあたる。
- ⑤重大事態が発生した場合、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」及び「沖縄県いじめ基本方針」により対応及び調査を行う。

(2) いじめ対策・人権委員会

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割を担う。
- ②学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割を担う。
- ③学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割を担う。

(3) 報告窓口

- ①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。
- ②いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③緊急性についての仮判断を行い、緊急性が高いと判断された事案については、校長の承認を得て緊急のいじめ対策チームを招集する。
- ④重大事態の疑いが強いと判断される場合、県教育委員会に速やかに報告する。

4. 組織におけるいじめ等への迅速対応

(1) いじめ事案への適切な対処の在り方

- ① 被害者の立場に立って進める。
 - ② 迅速に詳細を確認する。
 - ③ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。
- ※これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(2) 被害者への対応

- ① 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ② 被害者を徹底的に守り通す。
- ③ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

(3) 被害保護者への対応

- ①窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ②つながりのある教職員を中心に、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

(4) 加害者への対応

- ①関係職員は、加害に関係している生徒に対して丁寧に事情等を聞き、背景や動機を把握する。
- ②いじめは人格を傷つける（生命、身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③事案によっては、教育上必要があると認められるときは、加害者に対して本校の懲戒規定に従い、懲戒を加えることができる。
- ⑤暴力を伴わないいじめについても、被害者の状況を考慮の上、適切に指導を行うものとする。
- ⑥事案によっては、警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。
- ⑦カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。

(5) 外部機関との連携・相談

- ①地域の行政機関(児童福祉関連)や交番・警察署等と連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。

Ⅲ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1) いじめ防止における考え方

- ①いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないため、担任、教科担当、部活動顧問等はそれぞれの視点で生徒を観察し、生徒の変化に気づくように心がけ未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ②集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ④三者面談、学校ホームページ、PTA総会等により保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。

(2) 早期対応

- ①日常生活で生徒の変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。気づいた変化を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて、教育相談やスクールカウンセラーにつなげる。
- ②解決に向けて一人で抱え込まず、報告窓口にいじめに係る情報を報告し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ③いじめの被害生徒、いじめを報告した生徒の安全を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備する。

2. 学校全体での取り組み

(1) 全校体制

- ①人権尊重の精神を養い、差別や偏見を排除することができる態度と実践力をもつ生徒を育成する。
- ②校内で研修会を開催、外部の研修会への積極的な参加など、教職員の人権意識の向上を図る。

- ③「報告・連絡・相談」の体制の基、いじめと判断される問題が発生したときは「慎重かつ迅速に誠意をもって組織的に」対応する。
- ④各学年会等において、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について、情報を共有することを心がけ再発防止に努める。

3. いじめに対する措置等

(1) いじめの早期発見

いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は速やかに、相談窓口に情報を報告する。

(2) 各種アンケートによる実態把握

「いじめのない居心地の良い学校」を目指し、次のとおりアンケート調査等を行い実態把握に努める。

- ①学校で定期的に行うアンケート及び実態調査等
- ②いじめ・体罰に関するアンケート 〈1、2 学期〉
- ③人づきあいアンケート等 〈1 学期〉

(3) 臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等

- ①問題行動等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート等
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等(生徒実態調査等)

(4) 学校として特に配慮が必要な生徒について

日常的に、各学年会等の情報交換において情報を共有することを心がけ、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 保護者との連携

- ①いじめ被害生徒の保護者には学校の指導方針を伝え、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ②いじめ加害生徒の保護者には正確な事実関係を説明し、「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、より良い解決を図るために家庭での指導を依頼する。

(6) 関係機関との連携

警察や行政機関等の関係機関とは日頃から関係づくりをすすめ必要に応じて連携・相談する。

4. その他

- (1) いじめ防止等に実用性の高い取り組みを行うために、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策・人権委員会を中心に点検し、見直しを行う。
- (2) 各学期末にいじめの防止等についてPDCAサイクルに基づき確認を行い、その結果に基づいて年間計画などの修正を適宜行う。
- (3) 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。
- (4) いじめに関するアンケート質問票の原本等である一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとする。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保管を5年とする。

IV 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 発生報告

①教育委員会へ報告

※重大な被害が生じる可能性がある場合は所管署へも援助要請

(2) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

①アンケート実施

- ・実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
- ・アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）

②面談実施

- ・教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
- ・生徒への面談は、毎回複数名で聴き取りを行う

(3) 調査結果の情報提供及び報告

①被害生徒・保護者への報告

②教育委員会を通して首長への報告

※①の報告後、希望がある場合は被害生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

この基本方針の改正は職員会議の決議をもって適用する

この基本方針は令和4年12月1日改正

この基本方針は令和7年3月21日一部改正